

# 戦略的インバウンドの推進①～オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした取組～

- F B I 戦略を更に推し進めるとともに、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録をホップ、本年のミラノ万博をステップ、オリ・パラ東京大会をジャンプとして、日本食・食文化を世界に発信。我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につなげ、本物を本場で食べてみたいというニーズを生みだし、インバウンドの増大という好循環につなげる。

## 1 これまでの取組実績等

- **国産花き**の魅力発信、「**和の空間**」によるPR、**施設等への木材利用**の促進。引き続き、これらの取組を推進。



国産花きの素晴らしさを全世界にアピールする勝利の花束（ビクトリーブーケ）を使用



選手村等で和装体験や呈茶等を実施



事例：エム・ウェーブ（長野五輪スケート競技施設）  
国産カラマツの集成材を屋根構造に使用

- 訪日外国人旅行者のお土産販売（農畜産物）を拡大するため、**動植物検疫の円滑化**（主要空港4ヶ所に輸出植物検疫カウンターを設置（平成27年4月29日～））

- **動植物防疫官の定員増員や検疫探知犬の増頭**によるCIQ体制（動植物検疫）の強化（本年6月に九州北部における急増するクルーズ船等への機動的体制の構築のため、緊急増員を決定）

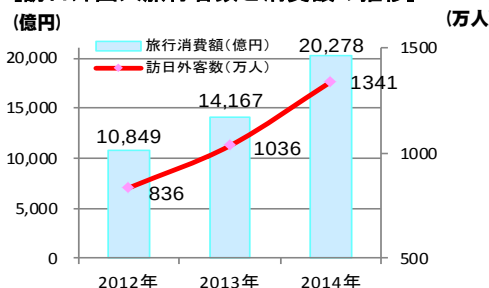


ミラノ万博では県花をデザインした孤樽や、最新テクノロジーを駆使した展示等により日本の農業や食文化を紹介

## 2 新たな取組

- 欧米からの訪日旅行者のニーズに応じ、**GAP、オーガニック・エコ農産物等の安定供給体制**を構築

### 【訪日外国人旅行者数と消費額の推移】



（事例：訪日外国人）  
米国からの観光客15名が日本茶の手摘み、手もみによる製茶を体験（京都の茶園）



### 諸外国：有機食品の市場規模は年々増大

- 欧州：総売上額3.1兆円、（独：約1兆円、仏：約5,700億円、英：約2,700億円）  
2012-13市場成長率6%
- 米国：総売上額3.2兆円、  
2012-13市場成長率8%
- 中国：市場規模は2009-13で約3倍
- 韓国：有機農産物の出荷量は年36%増

### 日本：有機食品の市場は欧米より1桁小さい

有機農産物の市場規模：約1,300億円

- 訪日外国人旅行者2,000万人に向けた「**食のおもてなし**」体制の整備 → 地理的表示産品を国内外に発信するとともに、インバウンド需要を地域に取り込むための「**地域の食**」、**多言語対応、宗教・食制限への対応**の加速化

### 「おもてなし体制」の整備に向けて今後の取り組むべき4つの指針

戦略的な「食と農の景勝地」づくり

地理的表示産品を活用した魅力発信

- ・ 「地域の食」の本場への観光意欲を刺激

- ・ 地理的表示産品等の魅力ある食の活用

訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備

インバウンド対応と輸出促進の一体的推進

- ・ 飲食店における多言語対応やムスリム対応

- ・ 道の駅・大型直売所等の免税対応や観光事業との連携推進、お土産農畜産物を販売する事業者が取り組みやすい検疫体制を構築

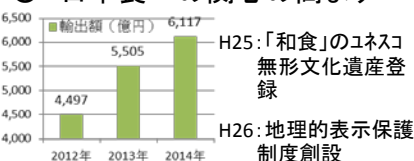
- 大会が円滑に行われるよう**食品テロ対策**を構築

# 戦略的インバウンドの推進②～「食と農」の地域資源を活用した取組～

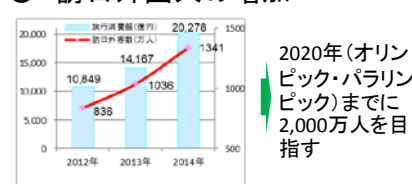
- インバウンドの増大に向けて、農山漁村ならではの「食」と「農」の魅力の結び付けなどによるコンテンツの磨き上げやマーケティング、情報発信等の取組を推進。
- こうした戦略的な取組を一体的に行う地域単位の体制構築を促進し、訪日外国人の増加を地方創生に結び付け、国内向けも含めた裾野の広い観光需要を農村地域に取り込むことにより、所得と雇用の増大を図る。

## 現状

### ○ 日本食への関心の高まり



### ○ 訪日外国人の増加



### ○ 農山漁村の魅力



・世界農業遺産(現在5地域認定。この他3地域が申請中)

## 政策の方向

2020年をターゲットとした「食と農」のインバウンド促進

農山漁村の観光資源と結び付けた日本食・食文化の魅力発信



日本食・食文化の「本場」を探求するインバウンドの促進

(例) バ酒ポート  
「道産酒」×「地域の食」×「ツーリズム」を組み合わせ、北海道全域で交流を促進させながら、道産酒の消費を拡大(北海道広域道産酒協議会)



これらを結び付けることによるインバウンドの戦略的展開

## 取組の方向

日本食・食文化の魅力発信を地方創生に生かす取組

世界的な日本食への関心や輸出促進がインバウンドにつながるよう

食と一体となった農山漁村の魅力 を 世界へわかりやすく発信

### 魅力ある観光地域づくりに向けた取組

「食と農」を生かした観光戦略の策定

・「食と農」の結び付け等による魅力あるコンテンツの掘り起こし・磨き上げ 等

受入地域のマネジメント  
(観光資源・サービスの品質管理)

・農家民宿、農家レストラン、体験農園等の環境整備 等

マーケティング  
(「食と農」による地域のブランド化と市場創造)

・魅力と特色ある受入れプログラムの策定と戦略的なプロモーション 等

これらの取組を一体的に行う農山漁村における地域単位の体制※を構築

※ 欧州では、こうした取組をDMO(Destination Management/Marketing Organization)が実施。DMOには、国、州、市町村の各レベルの組織が存在し、多くは官民連携の非営利団体。

### 地域の魅力を世界に発信する取組

世界に分かりやすく伝えるため、3つの取組を実施

各省連携強化

「食と農の景勝地」

食と農のアーカイブズ

・広域観光周遊ルートへの組み込みやビジット・ジャパン等と連携したAll Japanでの発信

・地理的表示産品の活用など、地域の優れた取組を「食と農の景勝地」として集成

・地域の魅力的な取組を映像でアーカイブ化(集積・保護・継承)さらに多言語化して世界に発信

## 2020年の目指す姿

- ・輸出増大がインバウンドにつながり、それが更に日本の食材への関心・信頼を高める好循環の確立
- ・農山漁村地域の所得と雇用の増大



- グローバルマーケットの戦略的な開拓に向けて、二国間政策対話や官民協議会等を活用し、開発途上国や新興国市場のみならず、先進国を含めた有望な国・地域を対象に、ビジネス投資環境の整備を推進するとともに、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を通じて日本の食産業の海外展開を推進

## 取組み①: 新興国との政策対話

- 官民合同の政策対話を各国との間で実施



H27.8 日越農業協力対話  
第2回ハイレベル会合  
(農林水産大臣、企業等25社参加)



H26.9 日緬農林水産業・食品協力対話  
第1回ハイレベル会合  
(農林水産大臣、企業等14社参加)



H26.12 第1回日伯農業・食料対話  
農林水産審議官、企業等27社参加

- 政策対話の対象国を拡大、新たに官民ミッション派遣等を実施し、我が国食産業の海外展開を加速

## 取組み②: 産学官の連携強化

- 多様な食関連企業の参画による官民協議会を実施

### グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会

- ◆ 平成27年9月7日現在、252社・機関等が参画
- ◆ 平成26年度に、協議会3回に加え、アセアン部会2回、分野別研究会3回(IT農業、ハラール、コールドチェーン)を開催。
- ◆ 平成27年度に、協議会2回に加え、インド部会、アセアン・豪州部会、分野別研究会2回(輸出環境整備、国際標準)を開催。



- アセアン・豪州部会、インド部会等地域別、分野別の取組を強化
- 各国の生産・流通・投資環境の調査や、民間の事業化調査等を通じ、我が国食産業の海外展開を加速

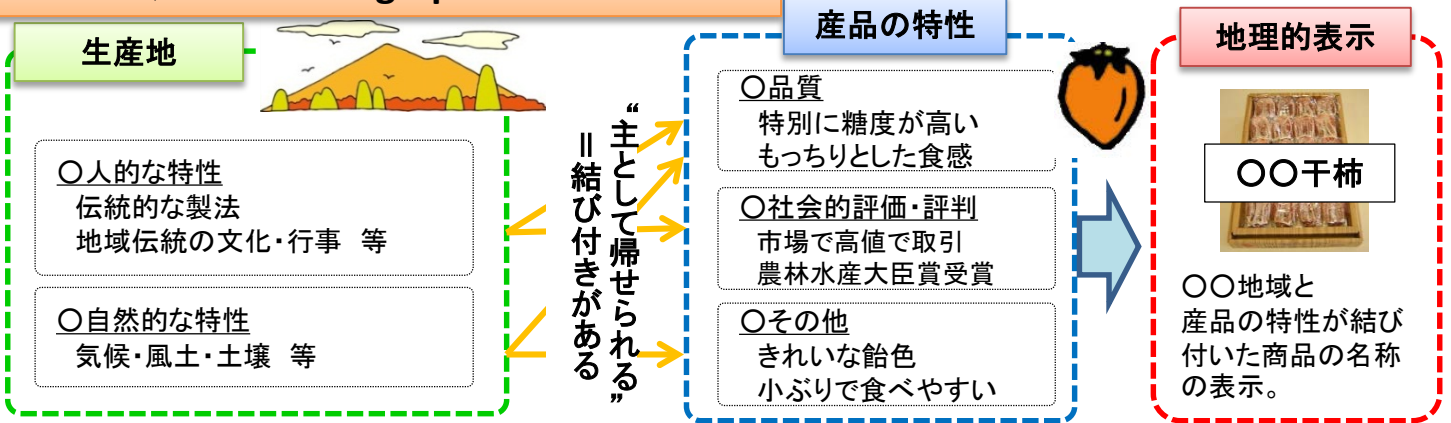
## 今後の取組方向

- ◆ アジアなどの新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域を対象に、食産業の海外展開に向けて、二国間政策対話や官民協議会等を活用しつつビジネス投資環境の整備を推進、官民連携によるフードバリューチェーン構築を推進。
- ◆ 民間投資や国際協力のツールを活用し、世界の食料安全保障と途上国の経済成長等にも貢献。

# 地理的表示保護制度について

- 地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。
- この名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度の運用を平成27年6月1日より開始。今後、国内外の市場においてGIマークによる差別化を図ることで我が国の地域特産品の輸出を促進。

## 地理的表示 (GI:Geographical Indication)



## 輸出促進への寄与



- ▶ 地理的表示の登録を受けた産品にGIマーク貼付  
〔主要な輸出先国においてGIマークを〕  
商標登録
- ▶ 地理的表示保護制度を有する国との間でGIを相互保護

▶ 輸出先国で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化

▶ 真の日本の特産品の海外展開に寄与  
▶ 農林水産物・食品の輸出促進

## 地理的表示保護制度の大枠と効果

### 制度の大枠

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、GIマークを付す。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取締り。
- ④ 生産者は登録された団体への加入等により、「地理的表示」を使用可。

### 効果

- 産品の品質について国が「お墨付き」を与える。
- 品質を守るもののみが市場に流通。  
○ GIマークにより、他の産品との差別化が図られる。
- 訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守ることが可能。
- 地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能。

# 総合的な食料安全保障の確立

- 食料供給に影響を及ぼす不測の事態が生じた場合には、「緊急事態食料安全保障指針」（平成24年再編）に基づき、対策等を講じることとしているところ。
- 不測の事態に円滑に対応するため、
  - ①主要穀物（米、小麦、飼料穀物）について、国内不作時や輸入の大幅減少時等の具体的な対応手順をとりまとめ、
  - ②今後、定期的に、主要農畜水産物を対象に、食料供給に影響を与える可能性のある国内外の様々なリスクを特定し、そのリスクの影響度等を分析、評価、公表。

## 主要な不測の事態に対する具体的な対応手順のとりまとめ

### 「緊急事態食料安全保障指針」

#### 不測の事態

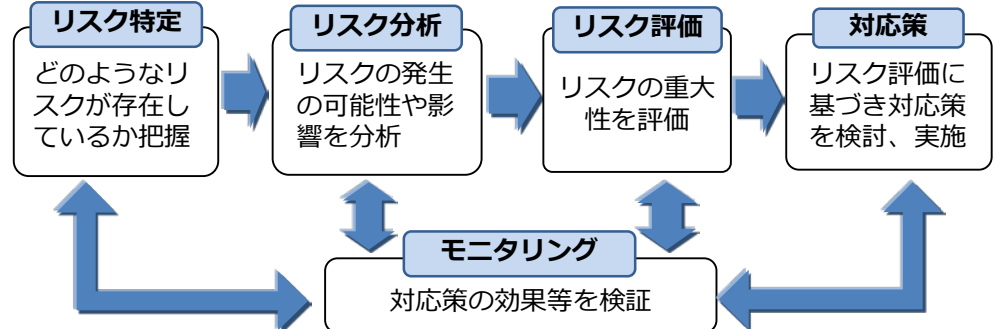
- 国内の米の大不作
- 食糧用輸入小麦の輸入量の大幅な減少
- 飼料穀物の輸入量の大幅な減少

#### 具体的な対応手順を策定

- 備蓄の放出
- 追加的な外国産米の輸入
- 国際備蓄の活用
- 代替輸入
- 緊急増産 等

## 食料の安定供給に係るリスクの分析・評価

### 食料の安定供給上の様々なリスクに対処するための恒常的な取組



# E P A（経済連携協定）の現状

- 我が国は、アジアを中心に15の国や地域とE P Aを締結・署名した。
- 現在、R C E P、日中韓、日 E U等のE P Aが交渉中。モンゴルとは2015年2月に協定に署名。（2015年5月に国会で承認済）

締結・署名済の  
国・地域

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル（署名）

相手国等

協議等の状況

相手国等

協議等の状況

交渉中

カナダ

・2012年11月から交渉を7回実施

コロンビア

・2012年12月から交渉を13回実施

日中韓

・2013年3月から交渉を8回実施

EU

・2013年4月から交渉を12回実施

RCEP ※1

・2013年5月から交渉を10回実施

トルコ

・2014年12月から交渉を3回実施

AJCEP

※2

・物品貿易等については2008年4月に署名。同年12月から発効  
・現在、サービス章及び投資章について、交渉中

交渉延期・中断中

GCC ※3

・2006年9月から交渉を2回実施

韓国

・2004年11月に交渉中断  
・2008年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は2011年5月9日に開催

交渉終了

TPP ※4

・2015年10月に大筋合意

※1 RCEP: 東アジア地域包括的経済連携。ASEAN10か国にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6か国が交渉に参加する広域経済連携

※2 AJCEP: 日ASEAN包括的経済連携。

※3 GCC(湾岸協力理事会)加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

※4 TPP参加国: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本。

## ② 農業の持続的な発展に関する施策

---

# 農業経営の法人化の推進について

## 基本的な取組方針

法人経営体を今後10年間(2023年まで)で2010年比約4倍の5万法人とするため、

- ① 都道府県、農業法人協会等と連携し、法人化の推進体制を整備
- ② 大規模個別経営(売上2千万円以上の4万8千経営体)、集落営農組織(法人化計画を有する組織約4千7百)の法人化の促進(直接の周知、セミナー開催など)
- ③ 法人経営体の従業員の独立(のれん分け)の促進

## 法人経営体数の推移

| 年次   | 法人経営体数 |
|------|--------|
| 2000 | 5,272  |
| 2005 | 8,700  |
| 2010 | 12,511 |
| 2011 | 13,700 |
| 2012 | 14,100 |
| 2013 | 14,600 |
| 2014 | 15,300 |

出典:2000年～2010年は、農林業センサス全数調査  
2011年以降は農業構造動態調査(抽出調査による推計値)。

## 具体的な取組

### (1) 推進体制の整備

- ・3月末までに、**47都道府県で法人化の相談窓口を設置済み**。(普及指導センター26県、農業会議46県ほか)
- ・農業法人協会に、**各都道府県の法人協会における相談窓口の設置**を依頼しているところ。

### (2) 大規模個別経営等への働きかけ

#### [行政ルートでの取組]

- ・法人化のメリットや手続き、相談窓口等の情報を分かりやすく整理した**パンフレットを作成し、大規模個別経営や集落営農組織等に直接、周知徹底**(国の経営所得安定対策の通知や農業者年金基金の各種通知の発出時、市町村が行う認定農業者の認定時などの機会を活用)。
- ・各都道府県において、税理士や中小企業診断士等の**経営の専門家による指導・助言体制の整備、研修・セミナーの開催**等を実施。

#### [農業者団体ルートでの取組]

- ・農業法人協会に、会員拡大運動の展開、従業員の独立(のれん分け)の推進を依頼しているところ。



# 新規就農者の確保・育成

## 目標と進捗

- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大。  
(農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改訂))  
(40代以下の農業従事者数 平成25年:31.1万人 → 平成35年:40万人)

### 【進捗状況】

|                  | 平成17年  | 平成22年  | 平成23年  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 40代以下の<br>農業従事者数 | 35.8万人 | 30.6万人 | 30.8万人 | 31.0万人 | 31.1万人 | 31.5万人 |

・農林水産省「農林業センサス」(組替集計)、総務省「国勢調査」(調査票情報を農林水産省で独自に集計)、農林水産省「新規就農者調査」により、作成。

- 平成35年に40万人とするためには、増加ペースの加速化が必要。

## 今後の対応方針

### ○ 雇用就農者の確保

近年、景気が回復しているが、その中で農業界に優秀な人材を確保していくため、

- ・ 民間企業の就職スケジュールと合わせる形で、適切なタイミングで農業法人の就職説明会等を開催。
- ・ 農業法人の就労環境等を他産業並みに改善。
- ・ 発展している法人の経営者や女性農業経営者がマスコミ等に出て発信する機会を拡大。

### ○ 新規就農者の定着

新規就農者の定着を確実にするため、

- ・ 青年就農給付金受給者を含む新規就農者を対象として、普及指導員・市町村職員・指導農業士等の中から担当する指導者を決め、確実にバックアップする体制を構築。
- ・ 孤立しがちな新規就農者同士の地域ごとの交流会の開催や4 Hクラブ(農業青年クラブ)への加入により、新規就農者ネットワークを構築。

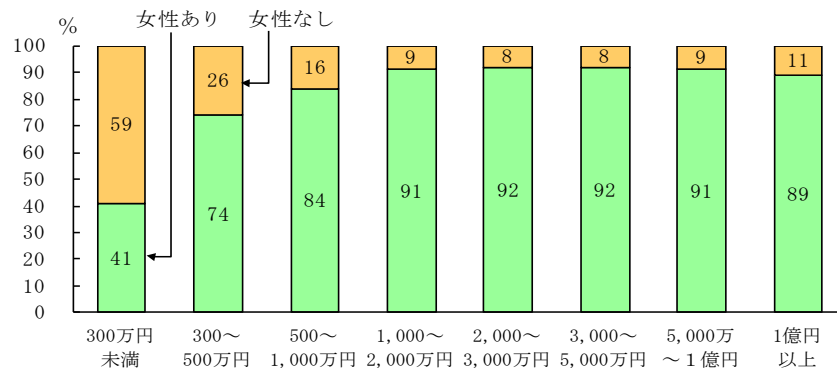
# 女性農業者を取り巻く現状と課題

- 女性は基幹的に農業に従事する者の42%を占め、地域農業の振興において重要な役割を果たしている。特に女性が参画している経営体は販売金額が大きく、女性役員・管理職がいる経営は売上や収益力が向上する傾向が見られる。
- 女性農業経営者の能力を最大限に活かし活躍してもらえるよう環境を整備し、次世代リーダーとして農村を引っ張る女性を増やしていくことを通じ、農業の成長産業化を図ることが必要。

## 現 状

### ■女性の基幹的従事者のいる経営体は、販売金額が大きい傾向

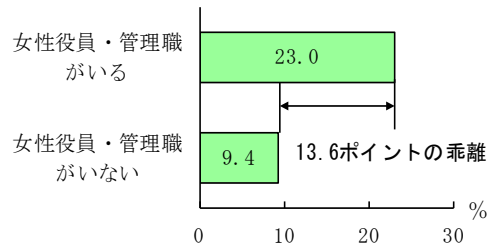
女性の基幹的農業従事者の有無別 農産物販売金額規模別農家数割合



(備考)農林水産省「2010年世界農林業センサス(組替集計)」による。

### ■女性役員・管理職がいる経営は、売上や収益力が向上する傾向

融資後3年間の売上高増加率



融資後3年間の売上高経常利益率の推移

|                 |                                         |
|-----------------|-----------------------------------------|
| 女性役員・管理職<br>がいる | 2.0ポイント上昇<br>〔融資前 → 融資後〕<br>0.9% → 2.9% |
| 女性役員・管理職<br>がない | 0.1ポイント低下<br>〔融資前 → 融資後〕<br>1.5% → 1.4% |

(備考) 1. 株式会社日本政策金融公庫「農業経営の現場での女性活躍状況調査」(平成25年1月)による。  
2. 調査対象は、日本公庫融資先のうち6次産業化・大規模経営に取り組む農業者。

## 施策の推進方向

女性農業者の経営力の向上、人材育成、働きやすい環境整備に支援を重点化

### 政策・方針決定の場への参画促進

- ・ 人・農地プランの検討の場に女性が3割参画

### 地域農業の活性化等へのチャレンジに対する支援

- ・ 女性による補助事業の活用を促進
- ・ 女性が活躍しやすい環境整備等の推進

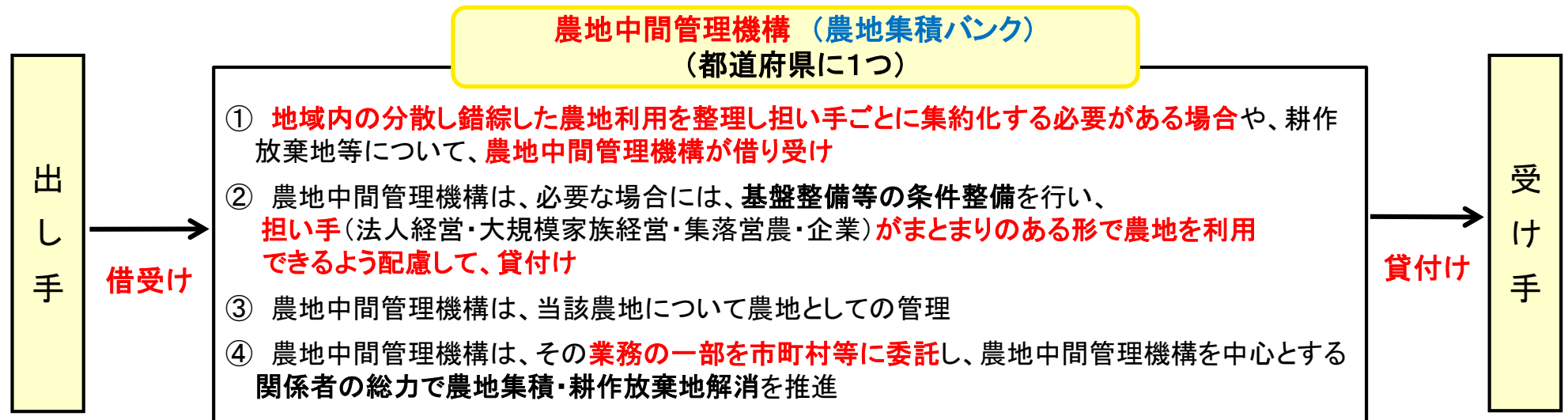
### 次世代リーダーとなり得る人材の育成

- ・ 経営力向上やビジネス発展に資する実践的な研修の開催
- ・ 「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者のネットワーク化
- ・ 女性の活躍推進に取り組む農業経営体の認定・表彰

農業を「女性にとって魅力的な職業」に

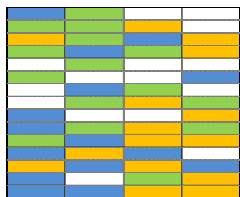
# 農地中間管理機構について

- 都道府県段階に公的な農地の中間受け皿として農地中間管理機構を整備。
- 平成26年度は、これまで横ばいだった担い手への農地集積面積が約6万haの増加に転じた。
- 今後は、農地集積・集約化に向けた人・農地プラン見直しや、農地所有者の機構への農地貸付けのインセンティブを強化するなどの改善策を講じていく。

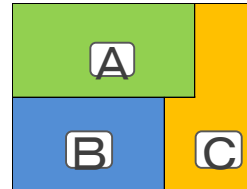


## 農地の集約(イメージ)

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

|               | H12   | H17   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26            |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 担い手の利用面積(千ha) | 1,343 | 1,806 | 2,207 | 2,185 | 2,220 | 2,208 | 2,271 (27年3月末) |
| 集積率 (%)       | 27.8% | 38.5% | 48.1% | 47.9% | 48.8% | 48.7% | 50.3% (27年3月末) |

|                                                | H12       | H17       | H22      | H23      | H24      | H25       | 農地中間管理機構(27年3月末) |      |    |
|------------------------------------------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|------------------|------|----|
| 農地保有合理化法人による<br>移動面積(売買中心)(千ha)<br>( )は、貸付分で内数 | 11<br>(2) | 10<br>(3) | 8<br>(2) | 8<br>(2) | 9<br>(2) | 10<br>(3) | 農地中間管理事業         | 売買事業 | 計  |
|                                                |           |           |          |          |          |           | 借入               | 買入   |    |
|                                                |           |           |          |          |          |           | 29               | 7    | 36 |
|                                                |           |           |          |          |          |           | 転貸               | 売渡   |    |
|                                                |           |           |          |          |          |           | 24               | 7    | 31 |

## 目標

今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現(農地の集積・集約化でコスト削減)する。

# 経営所得安定対策について

- 平成25年12月に策定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」や平成26年6月に成立した改正担い手法に基づき経営所得安定対策を着実に実施する。
- 平成27年産からは、認定農業者、集落営農に認定新規就農者を加え、一律の規模要件を外し、意欲と能力のある農業者（担い手）であれば幅広く参加できる。

## 対策の概要

### 生産条件不利補正対策（ゲタ対策）

諸外国との生産条件格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）について、恒常的なコスト割れ相当分を補填するもの

#### 【数量払】

交付単価は **品質に応じて増減**

| 対象作物        | 平均交付単価       |
|-------------|--------------|
| 小麦【水田・畑地】   | 6,320円/60kg  |
| 二条大麦【水田・畑地】 | 5,130円/50kg  |
| 六条大麦【水田・畑地】 | 5,490円/50kg  |
| はだか麦【水田・畑地】 | 7,380円/60kg  |
| 大豆【水田・畑地】   | 11,660円/60kg |

注：小麦については、パン・中華麺用品種は、数量払に2,550円/60kgを加算

| 対象作物        | 平均交付単価       |
|-------------|--------------|
| てん菜         | 7,260円/ t    |
| でん粉原料用ばれいしょ | 12,840円/ t   |
| そば【水田・畑地】   | 13,030円/45kg |
| なたね【水田・畑地】  | 9,640円/60kg  |

#### 【面積払（営農継続支払）】

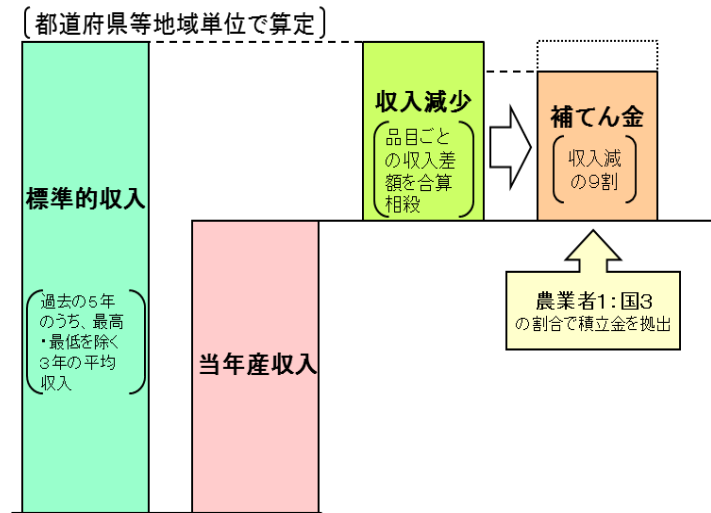
当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

### 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米と畑作物について、農業者1：国3の割合で拠出し、その年の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填するもの



ゲタ・ナラシ対策ともに意欲と能力のある農業者（担い手）であれば幅広く対象  
対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課さない）

## 今後の取組方針

- 見直し後の経営所得安定対策を着実に実施する。
- 認定農業者、認定新規就農者、集落営農の担い手に対し、見直し後の経営所得安定対策への加入を推進する。